

平成15年6月5日

# 株 主 各 位

広島県福山市王子町一丁目3番5号

## 青山商事株式会社

代表取締役社長 宮 前 省 三

### 第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができます。

つきましては、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成15年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市王子町一丁目3番5号  
青山商事株式会社 本社 4階会議室  
（末尾ご案内略図ご参照）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第39期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告について  
決議事項  
第1号議案 第39期利益処分案承認について  
第2号議案 自己株式取得について  
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（20頁）に記載のとおりであります。  
第3号議案 定款一部変更について  
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（20頁から22頁）に記載のとおりであります。  
第4号議案 取締役14名選任について  
第5号議案 監査役1名選任について  
第6号議案 当社従業員に対しストックオプションとしての新株予約権の発行について  
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（27頁から28頁）に記載のとおりであります。

以 上

●お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場の受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

## 1. 営業の概況

### (1) 営業の経過及び成果ならびに今後の課題

当期におけるわが国経済は、長引くデフレから脱却することができず、民間設備投資や個人消費が低迷するなど引き続き厳しい状況のまま推移いたしました。

紳士服専門店業界におきましても雇用、所得に対する先行きの不安感からお客様の消費行動が一層慎重になるとともに価格競争等がますます激化し大変厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社は競争力強化のため積極的な出店や移転・建替えを行うとともに来店客数増加を目指した営業活動を展開いたしました。

この結果、当期の売上高は1,473億27百万円（前期比5.8%増）となりました。

売上総利益につきましては、海外生産比率を高めることによる仕入原価の引下げ等により売上総利益率が対前期比2.1ポイント改善したこと等により777億25百万円（前期比10.2%増）となりました。

こうしたことから、売上拡大のための広告宣伝費を中心とした販売費の増加やパートタイマーの増員等による人件費の増加はありましたが、営業利益は102億26百万円（前期比42.4%増）、経常利益は111億4百万円（前期比39.0%増）と増益を実現いたしました。特別損失については、ポイントカード制度に基づくポイント引当金の過年度相当分の計上、店舗の閉店や移転・建替えに伴う固定資産の除却損等により23億87百万円が発生いたしました。

この結果、当期利益は45億93百万円となり前期に比べて7億1百万円（前期比18.0%増）の増益を実現いたしました。

以下、部門別の概況についてご報告申し上げます。

### <スーツ事業>

既存店の活性化が最重要課題であるとの認識のもと、さまざまな施策を実施したことによりスーツ事業全体の既存店売上高は前期比2.9%増となりました。

このような販売努力が実を結びスーツの販売着数は、平成11年3月期以来200万着の万台を超え208万着（前期比10.5%増）となり、スーツ事業の売上高は、1,320億68百万円（前期比7.6%増）となりました。

#### 「洋服の青山」

期初より客数増加による既存店売上の回復を目指し、「究極の5点セットセール」等の積極的な販促を実施するとともに、顧客データを活用したお客様の定着化のための対象層別DM等のきめ細かなマーケティング戦略等を実施いたしました。

商品面では、販売単価の落ち込みという悪循環を打破し、他社との差別化を図るため、新プライベートブランドやDCブランドを導入いたしました。

営業面では、パートタイマーの増員を図り、繁忙日のお客様への対応力強化に努めました。

さらに積極的に出店や移転・建替え、リニューアルを実施いたしました。

当期中に14店舗を出店、12店舗を移転、5店舗を閉店いたしましたので、期末店舗数は583店舗となりました。

### 「青山スーツ工房」

一昨年秋、北海道、東北地区の「洋服の青山」のうち31店舗を「青山スーツ工房」に転換しましたが、“工房の手作り感”がお客様に好評で順調に推移しております。

### 「ザ・スーツカンパニー」

最高のロケーションで高品質なハイファッションを低価格で提供するという思い切ったマーケティング戦略が支持され、順調に推移しております。また本年2月には、ドレスシャツ専門店「ザ・シャツカンパニー」の1号店を北青山に開店いたしました。

当期中にシャツ専門店を含めて7店舗出店し、1店舗を閉店いたしましたので、期末店舗数は19店舗となりました。また、「エーボンハウス」の2店舗は、「洋服の青山」へ転換いたしました。

### <キャラジャ事業>

マーケット変化への対応力強化並びに将来の躍進を見据えた収益力の向上を最重要課題としてとらえ、抜本的な改革に取り組んでまいりました。

#### 「キャラジャ」

当部門の売上高は152億58百万円（前期比7.5%減）となりました。

収益構造の抜本的な改革に向け、非効率な31店舗を閉鎖するとともに組織改正を実施いたしました。

具体的には、スーツ事業本部とキャラジャ事業本部を統合し営業本部を新設するとともにキャラジャ事業の支援を行う営業企画部、軽衣料及びキャラジャ商品の仕入れを担当する第二商品部を設置いたしました。これにより「洋服の青山」で培われたさまざまな強みが「キャラジャ」においても十分活かせる基盤ができました。

なお、当期中に7店舗を出店、31店舗を閉店いたしましたので、期末店舗数は88店舗となりました。

### [今後の課題]

雇用情勢の悪化や公的負担の増大等により消費者マインドは一層低下することが予想され、経営環境は厳しい状況が続くものと思われまます。

当社は、このような時こそ差別化推進の好機ととらえ、積極的に出店や移転・建替えを行うとともに販売力強化に注力し、経費の削減、商品調達力強化等による粗利益率の改善等、経営基盤の強化に向け総力を結集して取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は84億52百万円であります。

そのうち主なものは、営業店の新設（「洋服の青山」14店舗、「ザ・スーツカンパニー」6店舗、「ザ・シャツカンパニー」1店舗、「キャラジャ」7店舗、合計28店舗）及び移転（「洋服の青山」12店舗）であります。

所要資金は、全額自己資金をもって充ちいたしました。

なお、当期中に出店いたしました営業店は次のとおりであります。

### 〈洋服の青山〉

営業店名	開店年月	営業店名	開店年月	営業店名	開店年月
品川旗の台店	平成14年4月	板橋成増店	平成14年10月	高松屋島店	平成14年10月
鹿児島いづろ店	平成14年10月	宇多津店	平成14年10月	宇部常盤店	平成14年10月
西脇店	平成14年11月	西大津店	平成14年11月	高知野市店	平成14年12月
那覇一日橋店	平成15年2月	萩店	平成15年3月	郡山富田店	平成15年3月
三河安城店	平成15年3月	香川国分寺店	平成15年3月		

### 〈ザ・スーツカンパニー〉

営業店名	開店年月	営業店名	開店年月	営業店名	開店年月
渋谷109-②店	平成14年4月	飯田橋店	平成14年4月	岡山ビブレ店	平成14年11月
広島店	平成15年3月	金沢109店	平成15年3月	横浜西口店	平成15年3月

### 〈ザ・シャツカンパニー〉

営業店名	開店年月
北青山店	平成15年2月

### 〈キャラジャ〉

営業店名	開店年月	営業店名	開店年月	営業店名	開店年月
古川店	平成14年4月	徳島鴨島店	平成14年4月	松原店	平成14年4月
寝屋川店	平成14年4月	尼崎武庫の里店	平成14年6月	新潟河渡店	平成14年10月
松阪店	平成14年10月				

## (3) 営業成績及び財産の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 36 期 (平成12年 3 月期)	第 37 期 (平成13年 3 月期)	第38期 (平成14年 3 月期)	第39期(当期) (平成15年 3 月期)
売 上 高	157,293	142,517	139,248	147,327
当 期 利 益	3,239	3,447	3,891	4,593
1株当たりの当期利益	45円29銭	49円90銭	58円91銭	67円73銭
総 資 産	280,691	278,017	268,763	275,756
純 資 産	218,444	216,437	203,849	205,725

- (注) 1. 第37期の純資産の減少の主なものは、株式の消却（28億76百万円）によるものであります。
2. 第38期に「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。これにより総資産及び純資産が各々113億14百万円減少しております。
3. 1株当たりの当期利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、従来は自己株式を含んで算出しておりましたが、第38期より自己株式は控除して算出しております。
4. 第39期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。なお、第39期において従来と同様の方法による場合の1株当たりの当期利益は69円59銭となります。
5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会 社 の 概 況 (平成15年3月31日現在)

### (1) 主要な事業内容

当社は、紳士服及び関連洋品類を主に取扱う紳士服専門店、「洋服の青山」の店名でロードサイド型店舗や都心型店舗を全国にチェーン展開しております。また、都心の20代から30代のビジネスマンを対象にした「ザ・スーツカンパニー」や、カジュアル専門店「キャラジャ」を展開しております。スーツ、ジャケット、礼服といった重衣料から普段着のカジュアルまで「より良いものをより安く」を経営理念として、お求めやすい価格で豊富な品揃えを図っております。

取扱商品別の売上高構成は次のとおりであります。 (単位：百万円)

取扱商品	第 38 期 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)		第39期(当期) (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	
	金 額	構 成 比 %	金 額	構 成 比 %
スーツ・スリーピース	44,383	31.9	46,309	31.4
ジャケット	7,203	5.2	7,550	5.1
スラックス	8,282	5.9	8,717	5.9
コート	2,375	1.7	2,367	1.6
礼 服	19,121	13.7	20,048	13.6
中 衣 料	6,629	4.8	6,844	4.7
キャラジャ	16,499	11.8	15,253	10.4
洋品類その他	34,753	25.0	40,236	27.3
合 計	139,248	100.0	147,327	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 株 式 の 状 況

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| a. 発行する株式の総数 | 174,641,100株         |
| b. 発行済株式数    | 67,394,016株          |
| c. 1単元の株式の数  | 100株                 |
| d. 株 主 数     | 10,499名(前期末比3,428名減) |

## e. 大株主

株主名	持株数	議決権比率	当社の大株主への出資状況	
			持株数	議決権比率
	千株	%	千株	%
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口)	7,349	10.90	—	—
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	7,018	10.41	—	—
㈱青山物産	3,380	5.02	—	—
青山五郎	3,363	4.99	—	—
野村信託銀行(株)(投信口)	2,310	3.43	—	—
UFJ信託銀行(株)(信託勘定A口)	2,280	3.38	—	—
資産管理サービス 信託銀行(株)(信託A口)	1,885	2.80	—	—
㈱三井住友銀行	1,647	2.45	—	—
住友信託銀行(株)(信託B口)	1,273	1.89	—	—
資産管理サービス信託銀行 (株)(証券投資信託口)	1,176	1.75	—	—

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式1,393千株(うち1,318千株はストックオプション制度によるもの)を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
 3. 自己株式について、株主名簿上は当社株式となっておりますが、実質的に所有していない株式100株が含まれております。

### (3) 自己株式の取得、処分等及び保有

#### ① 取得株式

##### a. 商法第210条の規定に基づく取得

普通株式 47,000株  
 取得価額の総額 66,371千円

##### b. 単元未満株式の買取りによる取得

普通株式 4,895株  
 取得価額の総額 7,209千円

#### ② 処分株式

第36回定時株主総会(平成12年6月29日開催)決議に基づくストックオプション制度における権利行使に伴い譲渡した株式

普通株式 13,000株  
 処分価額の総額 20,683千円

#### ③ 決算期における保有株式

普通株式 1,392,997株

### (4) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	2,553名	△165名	30.3歳	5.6年
女性	319名	△28名	29.0歳	3.8年
合計又は平均	2,872名	△193名	30.1歳	5.2年

- (注) 従業員数には、嘱託(2名)、社外からの出向者(3名)を含み、社外への出向者(71名)、パートタイマー(1日8時間換算1,329名)は含んでおりません。

## (5) 営業店舗一覽

(単位：店)

地 域		期末店舗数	スーツ事業			キャラジャ業
			内 洋服の青山	内 青 山 ス ー ツ 工 房	内 ザ・ス ー ツ カ ン パ ニ ー	内
						キャラジャ
北 海 道		32	20	12	0	0
北 海 道 地 方 計		32	20	12	0	0
東 北 地 方 計	青 森 県	10	6	3	0	1
	岩 手 県	9	6	2	0	1
	宮 城 県	14	6	5	1	2
	秋 田 県	8	7	0	0	1
	山 形 県	9	8	0	0	1
	福 島 県	12	2	9	0	1
茨 城 県	17	16	0	0	1	
栃 木 県	12	9	0	0	3	
群 馬 県	10	10	0	0	0	
埼 玉 県	24	23	0	0	1	
千 葉 県	25	24	0	0	1	
東 京 都	68	57	0	10	1	
神 奈 川 県	30	27	0	1	2	
関 東 地 方 計		186	166	0	11	9
中 部 地 方 計	新 潟 県	20	17	0	0	3
	富 山 県	7	6	0	0	1
	石 川 県	7	4	0	1	2
	福 井 県	5	4	0	0	1
	山 梨 県	6	4	0	0	2
	長 野 県	15	14	0	0	1
	岐 阜 県	10	9	0	0	1
	静 岡 県	21	20	0	0	1
	愛 知 県	33	32	0	0	1
三 重 県	10	6	0	0	4	
滋 賀 県	9	8	0	0	1	
京 都 府	17	12	0	1	4	
大 阪 府	44	39	0	1	4	
兵 庫 県	43	27	0	1	15	
奈 良 県	9	8	0	0	1	
和 歌 山 県	11	7	0	0	4	
近 畿 地 方 計		143	107	0	3	33
中 国 地 方 計	鳥 取 県	5	3	0	0	2
	島 根 県	4	4	0	0	0
	岡 山 県	11	9	0	1	1
	広 島 県	24	19	0	1	4
	山 口 県	12	10	0	0	2
中 国 地 方 計		56	45	0	2	9



(単位：店)

地 域		期末店舗数	スーツ事業			キャラジャ業
			内 洋服の青山	内 青 山 スーツ工房	内 ザ・スーツ カンパニー	内
						キャラジャ
	徳 島 県	6	5	0	0	1
	香 川 県	7	6	0	0	1
	愛 媛 県	8	8	0	0	0
	高 知 県	6	5	0	0	1
四 国 地 方 計		27	24	0	0	3
	福 岡 県	26	21	0	1	4
	佐 賀 県	7	7	0	0	0
	長 崎 県	7	6	0	0	1
	熊 本 県	12	9	0	0	3
	大 分 県	9	8	0	0	1
	宮 崎 県	9	7	0	0	2
	鹿 児 島 県	12	11	0	0	1
	沖 縄 県	9	7	0	0	2
九 州 地 方 計		91	76	0	1	14
合 計		721	583	31	19	88

- (注) 1. 「プラスエー・ザ・スーツ・アオヤマ」(平成15年3月末で1店舗(岡山県))は、「洋服の青山」に含めております。  
 2. 「ザ・シャツカンパニー」(平成15年3月末で1店舗(東京都))は、「ザ・スーツカンパニー」に含めております。

## (6) 企業結合の状況

### ① 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ア ス コ ン	720百万円	56.1%	商業印刷物の企画・制作
株 式 会 社 青 山 キ ャ ピ タ ル	5,000百万円	100.0%	クレジットカード事業
株 式 会 社 青 五	200百万円	40.0%	雑貨販売業
ブ ル ー リ バ ー ス 株 式 会 社	10百万円	50.0%	縫製加工業

### ② 企業結合の経過

株式会社青山キャピタルは、経営の効率化を図るため、平成15年2月1日付でクレジットカード事業を主な業務内容としておりましたケイ・エス・ケイ・カード株式会社(同社の持株比率100%)を吸収合併しております。

ブルーリバーズ株式会社への議決権比率は、平成14年7月5日付で60株を取得しました結果、前期末の20%から50%に増加しております。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、①の4社であり、紳士服販売事業、商業印刷事業、クレジットカード事業及び雑貨販売事業の4事業を行っております。連結の業績及び財産の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	第 39 期 (平成15年3月期)
売 上 高	176,075
経 常 利 益	13,277
当 期 純 利 益	6,392
1株当たりの当期純利益	94円81銭
総 資 産	282,382
純 資 産	205,542
1株当たりの純資産	3,112円20銭

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たりの純資産は期末発行済株式数により算出しております。なお、1株当たりの各数値の計算については、発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 「1株当たりの当期純利益」及び「1株当たりの純資産」は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。なお、セグメント別の売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	紳士服販売事業	商業印刷事業	カード事業	雑貨販売事業	消去又は全社	合 計
売 上 高	147,327	9,188	6,244	16,619	(3,303)	176,075

(注) 「消去又は全社」は、セグメント間の内部売上であり、連結売上高より控除しております。

(7) 取締役及び監査役

会社における地位及び担当	氏 名
取締役会長 (代表取締役)	青 山 五 郎
取締役副会長 (代表取締役)	青 山 睦 雄
取締役社長 (代表取締役)	宮 前 省 三
取締役副社長 (代表取締役)	宮 前 洋 昭
専務取締役	青 山 理 史
常務取締役	真 野 耕 史
取締役	金 宮 三 夫
取締役	生 川 嘉 道
取締役	三 村 則 夫
取締役	橋 弥 良 一
取締役	原 田 二 郎
取締役	藤 原 弘 太 郎
常任監査役	遠 藤 幸 辰
監査役	新 浜 英 明
監査役	※※※

業 本 部 長  
 合 画 本 部 長  
 兼 営 業 副 本 部 長  
 広 報 室 兼 東 本 部 長  
 開 発 理 本 部 長  
 管 合 理 本 部 長  
 兼 合 理 本 部 長  
 兼 I T 推 進 部 長  
 第 一 業 二 部 長  
 第 二 業 二 部 長  
 (常 勤)

- (注) 1. ※印は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。  
 2. 平成14年5月10日付にて下記取締役の担当が変更されました。

氏 名	新	旧
川 本 健 三	取締役第一営業部長	取締役第一営業部長 兼東京東ブロック長

3. 平成15年2月1日付にて下記取締役の担当が変更されました。

氏 名	新	旧
宮 前 省 三	代表取締役社長	代表取締役社長 兼総合企画本部長
青 山 理 史	専務取締役営業本部長	専務取締役 スポーツ事業本部長
真 野 耕 史	常務取締役総合企画本部長 兼営業副本部長	常務取締役 キャラジャ事業本部長
原 田 二 郎	取締役第一商品部長	取締役商品部長 (重衣料担当)
川 本 健 三	取締役営業企画部長	取締役第一営業部長
藤 原 弘 太 郎	取締役第二商品部長	取締役商品部長 (軽衣料担当)

4. 平成14年7月1日付にて監査役の互選により職位の変更がありました。

氏 名	新	旧
藤 村 義 博	監 査 役	常任監査役 (常勤)
遠 藤 幸 辰	常任監査役 (常勤)	監 査 役 (常勤)
新 浜 英 明	監 査 役 (常勤)	監 査 役

(8) 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

- ① 発行した新株予約権の数  
1,080個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 108,000株
- ③ 新株予約権の発行価額  
無償
- ④ 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額  
1株当たり 1,599円
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間  
平成16年7月1日から平成19年6月30日までとする。
- ⑥ 新株予約権の権利行使の条件
  - a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員の地位を保有していることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。
  - b. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
  - c. 新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めないものとする。
  - d. その他の条件については、第38回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の消却事由及び条件
  - a. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
  - b. 新株予約権者が⑥ a に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び⑥ b に該当することとなった場合は、その新株予約権を無償で消却することができる。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- ⑨ 新株予約権の有利な条件の内容  
新株予約権を当社の従業員に対し無償で発行した。
- ⑩ 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数  
当社従業員（上位10名）

氏 名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
宮 岡 裕 二	15個	普通株式 1,500株
宮 澤 直 樹	15個	普通株式 1,500株
井 下 聡 志	15個	普通株式 1,500株
四 方 吾 郎	15個	普通株式 1,500株
能 登 智 広	15個	普通株式 1,500株
小 北 学	15個	普通株式 1,500株
新 谷 哲 也	15個	普通株式 1,500株
中 村 健 寿	15個	普通株式 1,500株
清 水 英 幸	15個	普通株式 1,500株
青 葉 弘 樹	15個	普通株式 1,500株

(注) 割当を受けた従業員の総数は97名であります。

## 貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>138,150</b>	<b>流動負債</b>	<b>45,748</b>
現金・預金	17,751	支払手形	317
受取手形	17	買掛金	11,874
売掛金	5,383	未払金	23,596
有価証券	22,996	未払法人税等	4,080
商貯蔵品	32,491	未払消費税等	380
子会社短期貸付金	35,200	未払費用	795
前払費用	1,672	賞与引当金	795
未収収益	41	設備支払手形	905
繰延税金資産	1,166	その他	3,003
抵当証券	2,000	<b>固定負債</b>	<b>24,281</b>
特定債権	11,949	社債	20,000
その他の債権	7,371	退職給付引当金	2,247
貸倒引当金	△ 36	ポイント引当金	1,419
<b>固定資産</b>	<b>137,606</b>	預り保証金	615
<b>有形固定資産</b>	<b>59,695</b>	<b>負債合計</b>	<b>70,030</b>
建物	32,511	<b>資 本 の 部</b>	
構築物	4,977	<b>資本金</b>	<b>62,504</b>
車両運搬具	20	<b>資本剰余金</b>	<b>62,324</b>
器具備品	4,209	資本準備金	62,324
土地	17,960	その他資本剰余金	0
建設仮勘定	15	自己株式処分差益	0
<b>無形固定資産</b>	<b>741</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>94,589</b>
電話加入権	110	利益準備金	2,684
借地権	592	任意積立金	86,800
ソフトウェア	37	別途積立金	86,800
商標権	1	当期末処分利益	5,105
<b>投資等</b>	<b>77,169</b>	(うち当期利益)	( 4,593)
投資有価証券	6,129	<b>土地再評価差額金</b>	<b>△ 11,567</b>
子会社株式	7,465	株式等評価差額金	0
子会社出資金	1,180	<b>自己株式</b>	<b>△ 2,126</b>
長期貸付金	1,616	<b>資本合計</b>	<b>205,725</b>
長期前払費用	2,032	<b>負債・資本合計</b>	<b>275,756</b>
繰延税金資産	7,818		
繰延税金資産に係る再評価	45,648		
繰延税金資産に係る再評価	5,527		
敷金・保証金	73		
保険積立金	△ 323		
その他の債権			
貸倒引当金			
<b>資産合計</b>	<b>275,756</b>		

## 損 益 計 算 書

(平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額	
経 常	営業損益の部	売上高 売上原価 販売費及び一般管理費	147,327 69,601 67,499	
		<b>営業利益</b>	<b>10,226</b>	
損 益 の 部	営業外損益の部	営業外収益 受取利息及び配当金 不動産賃貸料 その他	883 155 291	
		営業外費用 社債利息 有価証券売却損 その他	306 10 136	
		<b>経常利益</b>	<b>11,104</b>	
	特 別 損 益 の 部	特別利益		
		固定資産売却益	32	32
		特別損失		
		固定資産除売却損	1,265	
役員退職慰労金		7		
投資有価証券評価損 過年度ポイント引当金繰入額		20 1,093	2,387	
	<b>税引前当期利益</b>		<b>8,749</b>	
	法人税、住民税及び事業税	5,547		
	法人税等調整額	△ 1,391	4,156	
	<b>当期利益</b>		<b>4,593</b>	
	前期繰越利益		531	
	土地再評価差額取崩額		△ 20	
	<b>当期未処分利益</b>		<b>5,105</b>	

- (注) 1. 当期から「商法施行規則」(平成14年3月29日法務省令第22号)に基づいて、計算書類等を作成しております。
2. 百万円未満の金額は、切り捨てて表示しております。
3. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- |               |   |
|---------------|---|
| 満期保有目的の債券     | 償却原価法(定額法)  |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法   |
| その他有価証券       | 時価のあるもの: 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br>時価のないもの: 移動平均法による原価法 |
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- |     |               |
|-----|---------------|
| 商 品 | 個別法による原価法     |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法 |
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- |             |     |   |
|-------------|-----|---|
| 有 形 固 定 資 産 | 定率法 | なお、主な耐用年数は建物6年~50年、構築物10年~50年、器具備品3年~20年であります。    |
| 無 形 固 定 資 産 | 定額法 | 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
- (4) 引当金の計上基準
- |           |   |
|-----------|---|
| 貸 倒 引 当 金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。   |
| ポイント引当金   | 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。<br>なお、この引当金は平成14年改正前商法第287条ノ2に規定する引当金であります。  |
| 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。<br>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により、発生の翌事業年度より損益処理しております。 |
| 賞 与 引 当 金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。  |
- (5) リース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。
- (7) ヘッジ会計の方法
- ① 繰延ヘッジ処理
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 

ヘッジ手段	…為替予約等
ヘッジ対象	…外貨建金銭債務等

#### 4. 貸借対照表の注記

- |  |             |
|--|-------------|
| (1) 子会社に対する短期金銭債権  | 35,307百万円   |
| (2) 子会社に対する短期金銭債務  | 2,199百万円    |
| (3) 子会社に対する長期金銭債務  | 20百万円       |
| (4) 有形固定資産の減価償却累計額   | 48,064百万円   |
| (5) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機一式及びその他の事務用機器の一部並びに盗難防止装置については、リース契約により使用しております。  |             |
| (6) 1株当たりの当期利益   | 67円73銭      |
| (7) 新株予約権  |             |
| ① 旧商法第210条ノ2第2項の規定に基づく自己株式方式によるもの（平成12年6月30日開催の第36回定時株主総会決議）                 |             |
| ・発行する株式数   | 1,096,000株  |
| ・権利行使により発行する株式の発行価格  | 1株当たり1,591円 |
| ② 旧商法第210条ノ2第2項の規定に基づく自己株式方式によるもの（平成13年6月28日開催の第37回定時株主総会決議）                 |             |
| ・発行する株式数   | 118,000株    |
| ・権利行使により発行する株式の発行価格  | 1株当たり1,805円 |
| ③ 商法第280条ノ21の規定によるもの（平成14年6月27日開催の第38回定時株主総会決議）                              |             |
| ・発行する株式数   | 104,000株    |
| ・権利行使により発行する株式の発行価格  | 1株当たり1,599円 |
| (8) 土地再評価  |             |
| 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金を資本の部に計上しております。 |             |
| ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出          |             |
| ・再評価を行った年月日…平成14年3月31日   |             |
| ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…△ 903百万円                                  |             |
| (9) 平成14年改正前商法第290条第1項6号に規定する純資産額は0百万円であります。                                 |             |

#### 5. 損益計算書の注記

子会社との取引高

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 売上高        | 92百万円    |
| (2) 販売費及び一般管理費 | 3,283百万円 |
| (3) 営業取引以外の取引高 | 534百万円   |

#### 6. 退職給付関係の注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要  
当社は、退職金制度として、退職一時金制度を設けております。
- (2) 退職給付債務及びその内訳
- |               |           |
|---------------|-----------|
| ① 退職給付債務      | △2,217百万円 |
| ② 未認識数理計算上の差異 | △ 29百万円   |
| ③ 退職給付引当金     | △2,247百万円 |
- (3) 退職給付費用の内訳
- |                  |        |
|------------------|--------|
| ① 勤務費用           | 268百万円 |
| ② 利息費用           | 54百万円  |
| ③ 数理計算上の差異の損益処理額 | 6百万円   |
| ④ 退職給付費用合計       | 330百万円 |



**[会計方針の変更]**

- (1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準  
 当期より「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年2月21日 企業会計基準第1号)を適用しております。これに伴う損益に与える影響は軽微であります。
- (2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準等  
 当期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、従来の方法によった場合、1株当たり当期利益は69円59銭であります。

**[追加情報]**

ポイント引当金の計上

ポイント引当金は、ポイントカード会員数が増加し重要性が増したこと、及び将来利用されると見込まれる額の合理的な算定が可能になったことから、当期より計上することといたしました。これに伴い、過年度相当額(1,093百万円)は特別損失に計上しております。

また、従来、ポイントカード制度に基づき顧客へ付与したポイントの利用を、その利用時の売上値引として処理しておりましたが、ポイント付与は販売促進効果を目的とするポイントカード制度に基づくものとの認識から、当期より販売費及び一般管理費に計上しております。これにより、売上高は同額増加しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、売上高及び売上総利益は2,199百万円増加し、販売費及び一般管理費は2,525百万円増加し、営業利益及び経常利益は326百万円減少し、税引前当期利益は1,419百万円減少しております。

**利益処分案**

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	5, 105, 115, 299
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1株につき 35円)	2, 310, 035, 665
役 員 賞 与 金 (うち 監 査 役 賞 与 金)	122, 785, 400 ( 6, 033, 400)
任 意 積 立 金	
別 途 積 立 金	2, 100, 000, 000
次 期 繰 越 利 益	572, 294, 234

独立監査人の監査報告書

平成15年5月23日

青山商事株式会社

代表取締役社長 宮 前 省 三 殿

監 査 法 人 ト マ ッ

代表社員 公認会計士 廣 川 英 資 ㊞  
関与社員

関与社員 公認会計士 世 良 敏 昭 ㊞

当監査法人は、「株式会社

の監査に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、青山商事株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第39期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第39期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対し営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成15年5月25日

青山商事株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	遠藤 幸辰	㊟
監査役（常勤）	新浜 英明	㊟
監査役	藤村 義博	㊟
監査役	内林 誠之	㊟

(注) 監査役 新浜英明、監査役 藤村義博及び監査役 内林誠之は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

## 議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 659,523個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第39期利益処分案承認について

議案の内容は、添付書類17頁に記載のとおりであります。

今後の経営環境を勘案して経営体質の強化及び財務の健全性の確保などのために、内部留保にも配慮いたしたいと存じます。当期末の利益配当金につきましては、1株につき35円とさせていただきたいと存じます。

また、役員賞与金につきましては、122,785千円（うち取締役賞与金116,752千円、監査役賞与金6,033千円）とさせていただきたいと存じます。

#### 第2号議案 自己株式取得について

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時総会終結の時までに、当社普通株式200万株、取得価額の総額40億円を限度として取得することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

#### 第3号議案 定款一部変更について

##### 1. 変更の理由

(1) 「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日より施行されたことにより、株券失効制度の創設、単元未満株式の買増制度の導入、並びに株主総会特別決議の定足数に係わる規制の緩和等が行われます。

同法の施行により、定款に株券喪失登録簿及び単元未満株式の買増請求について明記するとともに、株主総会の円滑な運営のために、特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1以上とするため、所要の規定を新設するものであります。

(2) 条文の新設に伴い、従来の変更に伴うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（現行定款中変更のない条の記載は省略してあります。）。

（下線は変更部分を示します。）

現 行	変 更 案
<p>（名義書換代理人）</p> <p>第7条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>3 当会社の株主名簿及び実質株主名簿（以下、株主名簿等という）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株券の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取りその他株式に関する諸手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>（名義書換代理人）</p> <p>第7条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 当会社の株主名簿及び実質株主名簿（以下、株主名簿等という）並びに<u>株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り及び買増し、<u>株券喪失登録</u>等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株券の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り及び買増し、<u>株券喪失登録</u>、その他株式に関する諸手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>（<u>単元未満株式の買増し</u>）</p> <p>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求（以下、買増請求という。）することができる。</u></p> <p><u>ただし、買増請求があるときに、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合はこの限りではない。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎営業年度末の株主名簿等に記載又は記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第10条～第11条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>第13条～第31条 &lt;以下第31条までの条文記載省略&gt;</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎営業年度末の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第11条～第12条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第14条～第32条 &lt;以下順次条数を繰り下げ、条文は現行どおり&gt;</p>

#### 第4号議案 取締役14名選任について

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	所有する 当社株式数	略歴及び他の会社の代表状況
1	青山五郎 昭和5年3月4日生	3,363,191株	昭和39年5月 当社代表取締役社長 平成7年1月 当社代表取締役社長 兼販促本部長 兼広報情報本部長 平成8年1月 当社代表取締役社長 兼広報情報本部長 兼経営戦略本部長 平成9年6月 当社代表取締役会長(現任) 他の会社の代表状況 有限会社青山物産 代表取締役社長 株式会社栄商 代表取締役会長 有限会社エム・ディー・エス 代表取締役会長 株式会社青五 代表取締役会長
2	青山陸雄 昭和7年5月3日生	406,649株	昭和39年5月 当社専務取締役 昭和54年9月 当社専務取締役営業本部長 昭和62年12月 当社取締役副社長 平成9年6月 当社代表取締役副会長(現任)
3	宮前省三 昭和20年2月26日生	364,072株	昭和39年5月 当社入社 昭和52年6月 当社取締役 昭和57年5月 当社常務取締役商品第二部長 昭和62年5月 当社常務取締役商品部長 昭和62年12月 当社専務取締役商品本部長 平成9年6月 当社代表取締役社長 兼総合企画本部長 平成15年2月 当社代表取締役社長(現任) 他の会社の代表状況 株式会社青山キャピタル 代表取締役社長
4	宮前洋昭 昭和17年9月14日生	406,335株	昭和39年5月 当社入社 昭和49年5月 当社取締役 昭和57年5月 当社常務取締役営業部長 昭和62年12月 当社専務取締役営業本部長 平成9年6月 当社代表取締役副社長 兼営業本部長 平成13年10月 当社代表取締役副社長(現任) 他の会社の代表状況 青山洋服股份有限公司 董事長

候補者番号	氏名 生年月日	所有する 当社株式数	略歴及び他の会社の代表状況
5	青山 理 昭和34年3月1日生	349,069株	昭和56年4月 当社入社 昭和62年12月 当社商品部長 昭和63年6月 当社取締役商品部長 平成元年6月 当社取締役商品副本部長 平成3年6月 当社常務取締役商品副本部長 平成9年6月 当社専務取締役商品副本部長 兼総合企画副本部長補佐 平成13年10月 当社専務取締役 スーツ事業本部長 平成15年2月 当社専務取締役営業本部長 (現任) 他の会社の代表状況 上海青山服装有限公司 董事長
6	真野 耕史 昭和31年5月12日生	351,000株	昭和60年5月 当社入社 昭和62年12月 当社営業部部長 平成元年6月 当社取締役開発副本部長 兼営業部部長 平成7年1月 当社常務取締役開発本部長 平成8年1月 当社常務取締役 キャラジャ事業本部長 平成15年2月 当社常務取締役総合企画本部長 兼営業副本部長 (現任)
7	金生 嘉夫 昭和21年8月23日生	2,250株	平成2年8月 当社入社管理副本部長 平成2年11月 当社管理副本部長兼人事部長 平成3年6月 当社取締役管理副本部長 兼人事部長 平成6年10月 当社取締役営業副本部長 平成7年1月 当社取締役広報情報副本部長 平成8年1月 当社取締役広報情報副本部長 兼東京本部長 平成9年6月 当社取締役広報室長 兼東京本部長 (現任)
8	宮川 道信 昭和19年9月15日生	5,000株	平成3年4月 当社入社東京開発部長 平成4年6月 当社東京副本部長 兼東京開発部長 平成4年12月 当社東京本部長 兼東京開発部長 平成5年6月 当社取締役東京本部長 兼東京開発部長 平成6年10月 当社取締役東京本部長 兼東京開発部長 兼広報担当 平成7年1月 当社取締役東京本部長 兼東京開発部長 平成8年1月 当社取締役開発本部長(現任)



候補者番号	氏名 生年月日	所有する 当社株式数	略歴及び他の会社の代表状況
9	三村 則夫 昭和18年4月25日生	9,202株	昭和62年11月 当社入社社長室部長 平成元年7月 当社社長室長 平成3年2月 当社企画部長 平成7年1月 当社管理副本部長兼企画部長 平成7年6月 当社取締役管理副本部長 兼企画部長 平成9年6月 当社取締役社長室長 平成13年6月 当社取締役管理副本部長(現任)
10	橋 弥良一 昭和18年5月21日生	7,300株	昭和61年8月 当社入社第三営業部長 昭和62年3月 当社営業部部長 平成6年10月 当社販促部長 平成7年1月 当社販促副本部長兼販促部長 平成7年6月 当社取締役販促副本部長 兼販促部長 平成8年1月 当社取締役経営戦略副本部長 兼販促部長 平成9年6月 当社取締役販促部長 平成12年10月 当社取締役マーケティング推進部長 平成13年10月 当社取締役総合企画副本部長補佐 兼IT推進部長(現任)
11	原田 二郎 昭和19年6月5日生	4,000株	昭和63年11月 当社入社商品部部長 平成6年10月 当社商品部長 平成7年6月 当社取締役商品部長 平成13年6月 当社取締役商品部長 <重衣料担当> 平成15年2月 当社取締役第一商品部長(現任)
12	川本 健三 昭和24年5月14日生	9,000株	昭和49年5月 当社入社 昭和61年5月 当社南関西ブロック長 平成6年7月 台湾青五股份有限公司総経理 平成10年2月 当社兵庫ブロック長 平成11年6月 当社取締役営業部長 兼兵庫ブロック長 平成13年6月 当社取締役営業部長 兼東京東ブロック長 平成13年10月 当社取締役第一営業部長 兼東京東ブロック長 平成14年5月 当社取締役第一営業部長 平成15年2月 当社取締役営業企画部長(現任)
13	藤原 弘太郎 昭和15年11月30日生	1,700株	平成5年4月 当社入社商品部部長 平成13年6月 当社取締役商品部長 <軽衣料担当> 平成15年2月 当社取締役第二商品部長(現任)

候補者番号	氏名 生年月日	所有する 当社株式数	略歴及び他の会社の代表状況
14	宮武真人 昭和23年12月9日生	1,600株	平成9年5月 株式会社富士銀行（現みずほ フィナンシャルグループ）本 所支店長 平成11年10月 当社入社（出向）管理副本部 長 平成13年6月 株式会社富士銀行（現みずほ フィナンシャルグループ）退 職 平成13年6月 当社社長室長（現任）

- (注) 1. 取締役候補者青山五郎氏が代表取締役会長を兼務いたしております有限会社エム・ディー・エス及び株式会社栄商と当社との間には広告宣伝用品の購入の取引関係があります。
2. 取締役候補者青山五郎氏が代表取締役会長を兼務いたしております株式会社青五と当社との間には店舗の賃貸等の取引関係があります。
3. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第5号議案 監査役1名選任について

監査役遠藤幸辰氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	所有する 当社株式数	略歴及び他の会社の代表状況
遠藤幸辰 昭和10年2月9日生	4,200株	平成8年7月 当社入社 新規事業部部长 平成9年6月 当社 経理部部长 平成12年6月 当社監査役（現任）

- (注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第6号議案 当社従業員に対しストックオプションとしての新株予約権の発行について

商法第280条ノ20及び同280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社従業員に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2. 新株予約権の発行要領

#### (1) 新株予約権割当てを受ける者

当社従業員に対し割当てするものとする。

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 111,000株（上限）

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 発行する新株予約権の総数

1,110個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、上記2.(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

#### (4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

#### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使期間  
平成17年7月1日から平成20年6月30日まで（3年間）
- (7) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員の地位を保有していることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
  - ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - ④ その他の条件については、第39回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
  - ② 本件新株予約権は、新株予約権者が(7)①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び(7)②に該当することとなった場合は、その新株予約権を無償で消却することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

以 上

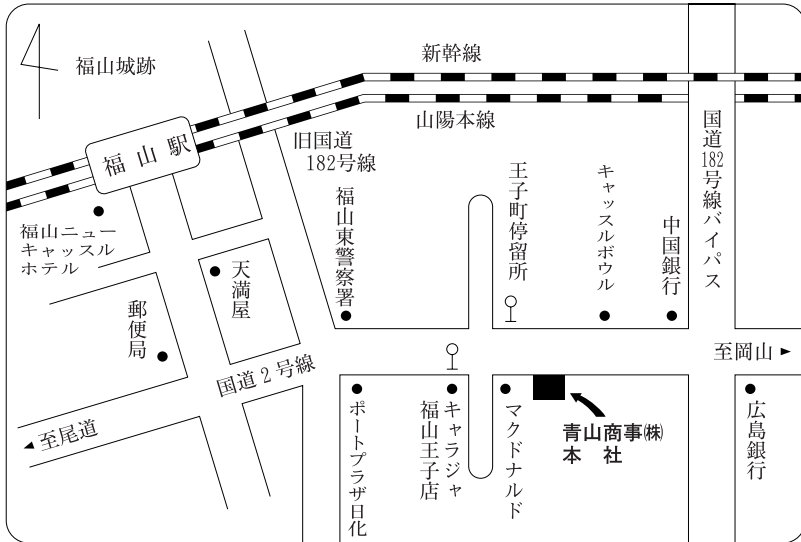






## 〔株主総会会場ご案内略図〕

会 場 広島県福山市王子町一丁目3番5号  
青山商事株式会社 本社4階会議室  
電話（084）920-0050



●交通 JR山陽新幹線・山陽本線福山駅から2km  
中国バス・井笠バス王子町停留所前